

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編修正(案)

令和3年3月

京丹後市防災会議

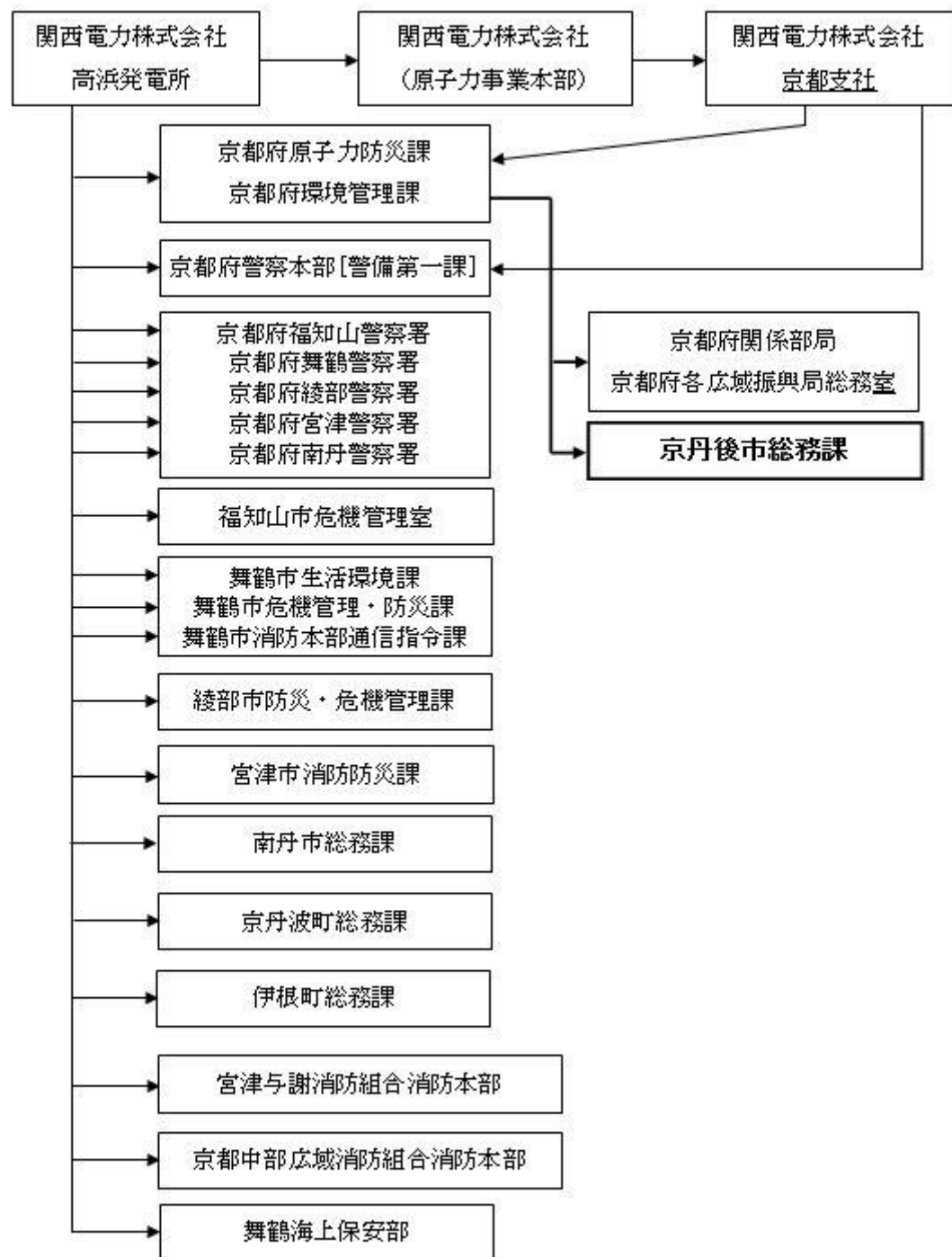
ページ	現行	改正案	備考
1	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的等 (略) 当時の防災指針(原子力安全委員会)では「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)」は原子力発電所からおおむね半径<u>10</u> kmの範囲とされており、E P Zに係る自治体は原子力災害に対する防災計画等を策定し、原子力災害に対しての備えを行っていたが、事故の影響はE P Zをはるかに超える広範囲のものとなった。 そこで今回の事故の教訓等を踏まえ、防災指針(原子力安全委員会)は原子力災害対策指針(原子力規制委員会)に改訂され、新しい「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方が示された。 (略)</p> <p>これによると、従来のE P Z(原子力発電所から半径10 kmの範囲)に代えて、P A Z(原子力発電所から半径5 kmの範囲)とU P Z(原子力発電所から半径30 kmの範囲)を設けており、「防災対策を重点的に充実すべき地域」が従来の半径10 kmの範囲から半径30 kmの範囲まで拡大された。</p> <p>1、 上述の内容に鑑みると、本市は、高浜発電所から30～60 kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70 kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるP A Z(原子力発電所から半径5 kmの範囲)やU P Z(原子力発電所から半径30 kmの範囲)に係らないものの、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際、年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるとして想定される。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的等 (略) 当時の防災指針(原子力安全委員会)では「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)」は原子力発電所からおおむね半径<u>10</u> kmの範囲とされており、E P Zに係る自治体は原子力災害に対する防災計画等を策定し、原子力災害に対しての備えを行っていたが、事故の影響はE P Zをはるかに超える広範囲のものとなった。 そこで今回の事故の教訓等を踏まえ、防災指針(原子力安全委員会)は原子力災害対策指針(原子力規制委員会)に改訂され、新しい「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方が示された。 (略)</p> <p>これによると、従来のE P Z(原子力発電所から<u>おおむね</u>半径<u>8～10</u> kmの範囲)に代えて、P A Z(原子力発電所から<u>おおむね</u>半径5 kmの範囲)とU P Z(原子力発電所から<u>おおむね</u>半径30 kmの範囲)を設けており、「防災対策を重点的に充実すべき地域」が従来の半径10 kmの範囲から半径30 kmの範囲まで拡大された。</p> <p>上述の内容に鑑みると、本市は、高浜発電所から30～60 kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70 kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるP A Z(原子力発電所から<u>おおむね</u>半径5 kmの範囲)やU P Z(原子力発電所から<u>おおむね</u>半径30 kmの範囲)に係らないものの、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際、年間積算放射線量20ミリシーベルトに達するおそれがあるとして、災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるとして想定される。 (略)</p>	<p>他の数字の表現と同様に半角に合わせる。</p> <p>E P Z、P A Z、U P Zの定義に合わせた表現に修正</p>
4	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成30年10月1日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(<u>令和2年2月5日</u>一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>地域防災計画との整合(原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定)</p>
5	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が</p>	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散に</p>	<p>地域防災計画との整合(原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定)</p>

ページ	現行	改正案	備考																								
5	<p>長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域</p> <p>(略)</p> <p>本市は、高浜発電所から30～60kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所から半径5kmの範囲）やUPZ（原子力発電所から半径30kmの範囲）に係らないものの、福島第一原子力発電所の事故の例（参考資料1参照）からはUPZと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない（万一の場合に想定される）。</p>	<p>より濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域</p> <p>(略)</p> <p>本市は、高浜発電所から30～60kmの範囲に位置し、また大飯発電所から40～70kmの範囲に位置することから、新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域」であるPAZ（原子力発電所からおおむね半径5kmの範囲）やUPZ（原子力発電所からおおむね半径30kmの範囲）に係らないものの、福島第一原子力発電所の事故の例（参考資料1参照）からはUPZと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない（万一の場合に想定される）。</p>	<p>PAZ、UPZの定義に合わせた表現に修正</p>																								
9	<p>第7章 防護相当措置の準備及び実施</p> <p>〇ILと防護措置について（原子力災害対策指針） (表略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。〇IL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が〇IL1の基準値を超えた場合、〇IL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が〇IL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が〇IL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある</p>	<p>第7章 防護相当措置の準備及び実施</p> <p>〇ILと防護措置について（原子力災害対策指針） (表略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。〇IL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が〇IL1の基準値を超えた場合、〇IL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が〇IL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が〇IL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある</p>	<p>地域防災計画との整合（原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定）</p>																								
18	<p>第2編 原子力災害事前対策計画</p> <p>第4章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>8 モニタリング体制等</p> <p>表 環境放射線モニタリングの状況</p> <p>モニタリングポスト (30箇所)</p> <table border="1" data-bbox="252 1507 1344 1665"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伏見Ⅱ測定所 (略)</td> <td>伏見区 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			伏見Ⅱ測定所 (略)	伏見区 (略)	<p>第2編 原子力災害事前対策計画</p> <p>第4章 緊急事態応急体制の整備</p> <p>8 モニタリング体制等</p> <p>表 環境放射線モニタリングの状況</p> <p>モニタリングポスト (30箇所)</p> <table border="1" data-bbox="1380 1507 2516 1665"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伏見測定所 (略)</td> <td>伏見区 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			伏見測定所 (略)	伏見区 (略)	<p>字句修正（府修正意見）</p>
名称	場所	名称	場所																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
		伏見Ⅱ測定所 (略)	伏見区 (略)																								
名称	場所	名称	場所																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
		伏見測定所 (略)	伏見区 (略)																								
19	<p>簡易型電子線量計 (31箇所)</p> <table border="1" data-bbox="252 1885 1344 1938"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>杉松 (略)</td> <td>宮津市 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)	杉松 (略)	宮津市 (略)			<p>簡易型電子線量計 (31箇所)</p> <table border="1" data-bbox="1380 1885 2516 1938"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>杉末 (略)</td> <td>宮津市 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)	杉末 (略)	宮津市 (略)			<p>字句修正（府修正意見）</p>
名称	場所	名称	場所																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
杉松 (略)	宮津市 (略)																										
名称	場所	名称	場所																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
杉末 (略)	宮津市 (略)																										

ページ	現行	改正案	備考
20	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>(2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。 京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。</p>	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成</p> <p>(2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。 京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。</p>	<p>字句修正（府修正意見）</p>
29	<p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>別図1</p>	<p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>別図1</p>	<p>地域防災計画との整合（原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定）</p>

現行

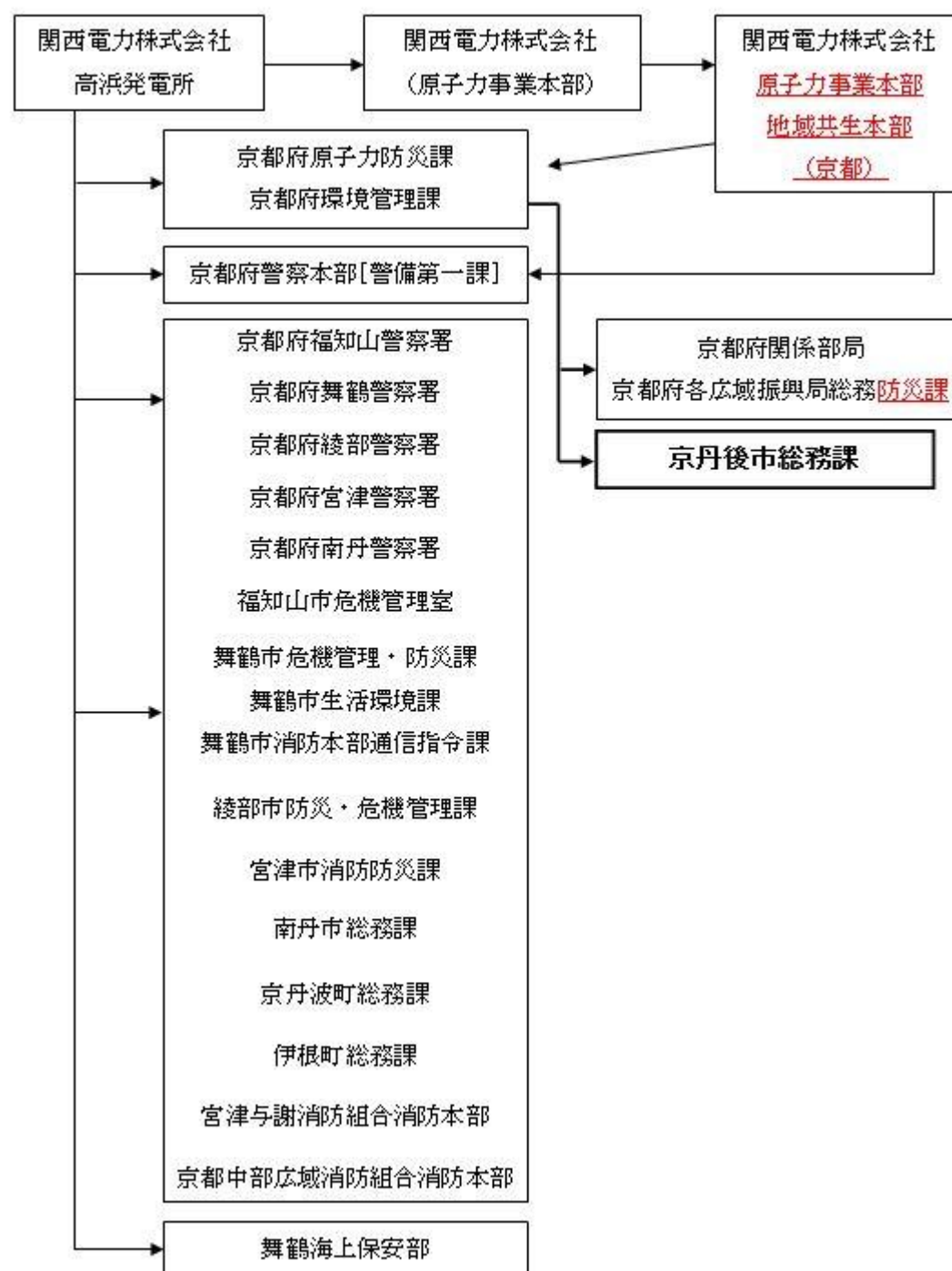
「警戒事象発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

改正案

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

備考

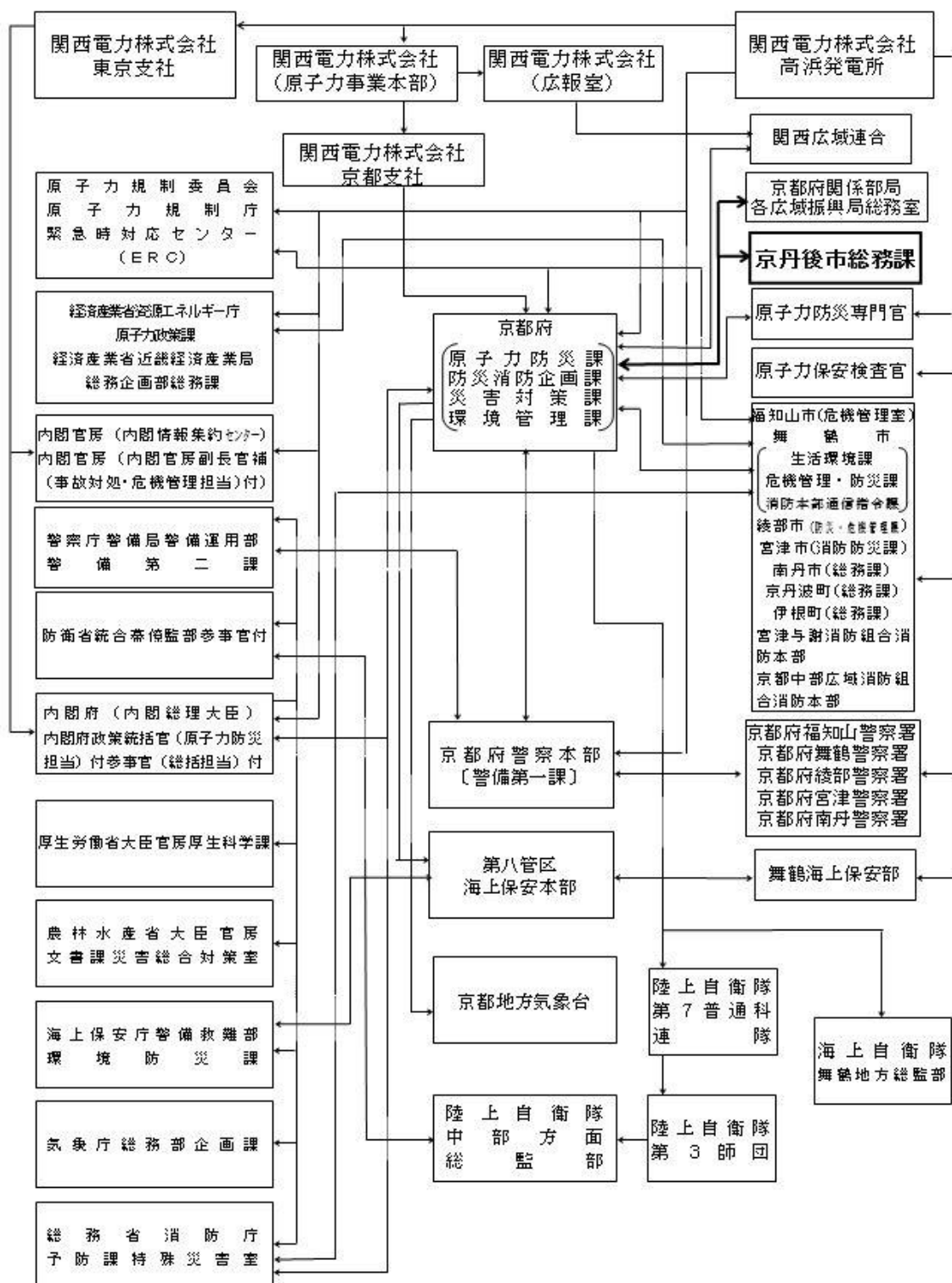
府地域防災計画との
整合（組織改正等に
伴う改定、防災基本
計画を踏まえた改
定、別図3との整合）

現行

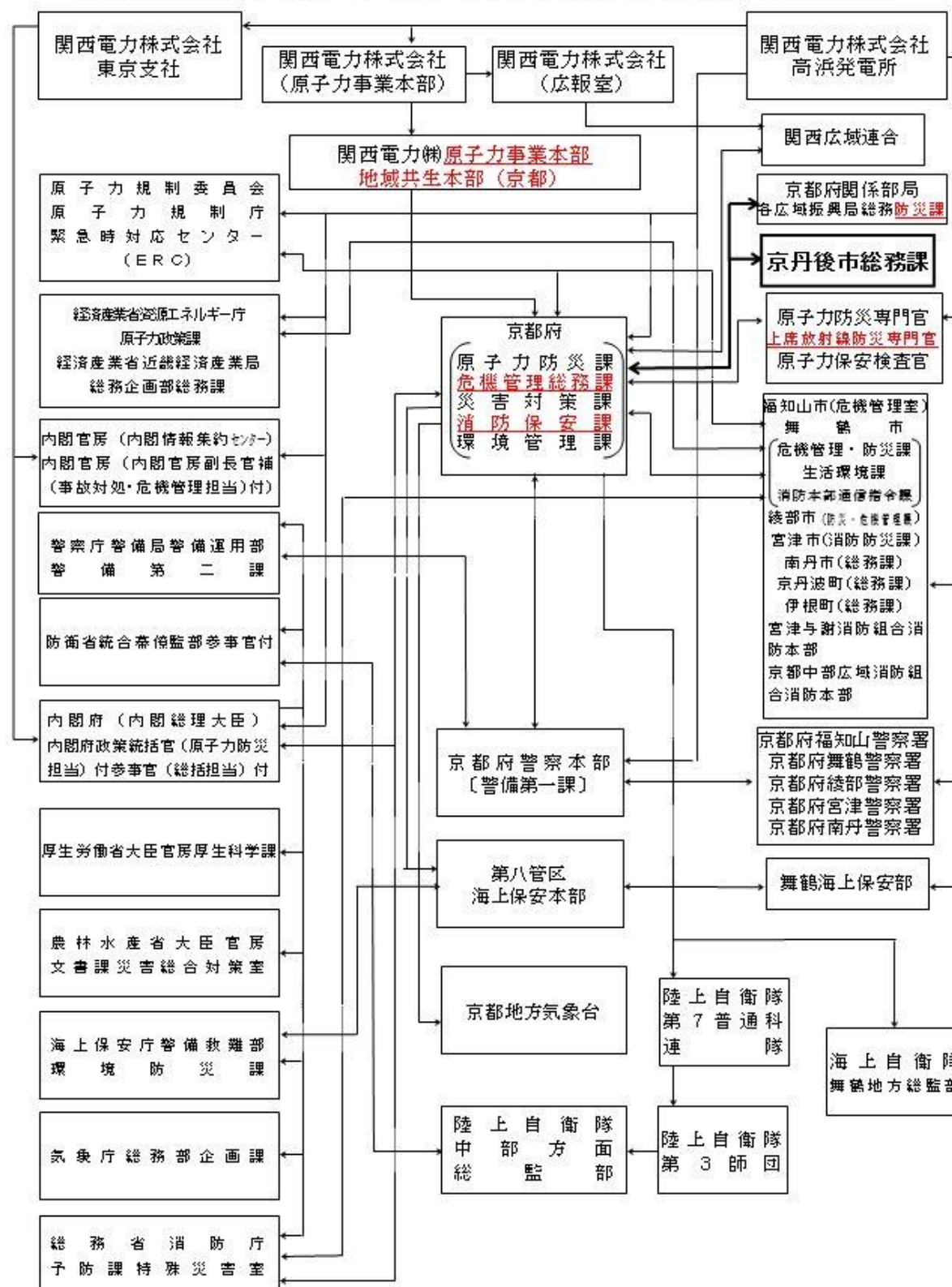
改正案

備考

別図2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



別図2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力(株)は電話による通信確認を行う。

府地域防災計画との整合（組織改正等に
伴う改定、防災基本
計画を踏まえた改
定、別図3との整合）

ページ	現行	改正案	備考																
39	<p>第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>表 即時の避難を要する基準(OIL 1に相当)</p> <table border="1" data-bbox="255 432 1338 684"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準</td> <td>500μSv/h (空間放射線量率) (地上1 m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	(略)	<p>第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>表 即時の避難を要する基準(OIL 1に相当)</p> <table border="1" data-bbox="1377 443 2516 663"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準</td> <td>500μSv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)	(略)	<p>原子力災害対策指針の抜粋であり、省略しないほうがよい。 (府修正意見)</p>
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要																
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	(略)																
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)	(略)																
39	<p>表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)</p> <table border="1" data-bbox="255 737 1338 1020"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSv/h (空間放射線量率) (地上1 m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	(略)	<p>表 一時移転を要する基準(OIL 2に相当)</p> <table border="1" data-bbox="1377 737 2516 1020"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL 2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。 ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL 1の基準値を超えた場合、OIL 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)	(略)	
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要																
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	(略)																
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率)※2 (地上1 m)	(略)																
42	<p>(追加)</p> <p>5 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>「表 飲食物の摂取制限を要する基準(OIL 6に相当)」</p>	<p>5 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>京丹後市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>「表 飲食物の摂取制限を要する基準(OIL 6に相当)」</p>	<p>字句修正(府修正意見)</p>																

ページ	現行				改正案				備考			
	基準の種類	基準の概要	初期値		防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期値		防護措置の概要		
45	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		原子力災害対策指針の抜粋であるが、記載に不整合があるため（府修正意見）		
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(略)	(略)	(略)	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(略)	(略)		(略)	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg			10Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg			ウラン	20Bq/kg			100Bq/kg